

「の 署名大臣は、次のとおりとする」と。

(注) 用紙は、半切とする。

〈備考〉

閣議関係文書のA判化等について

(原文横書き)

事務連絡
平成五年一月二十五日
長官総務室第一課

標記について、別添〔〕により平成六年一月一日から実施されることとなりました。これに伴い、当局における閣議決定関係書類（いわゆる青紙及び赤紙）の様式及びその事務等については、同日以後の閣議に提案するものから、次のように実施することとなりましたので、御留意ください。

一 いわゆる青紙及び赤紙の様式及びその起案事務等は、別添〔〕の「法律案、政令案及び条約案等閣議決定関係書類の様式及び起案例」の例による。

二 一の事務における法律案等の題名等の净書は、従来のタイプ及び毛筆に加えワープロによる净書を採用する。

三 当局における職権修正の附せん事務は、従来のタイプ及び毛筆に加えワープロによる净書を採用する。

〔別添〔〕〕

一 閣議請議文書の用紙規格は、A四判とする。

二 閣議請議文書の形式及び用紙について

1 閣議請議書及びその別紙について

(1) ワープロによる净書を認めることとし、この場合は原則一四ボイント文字で別添の法令案净書用紙

(略)（両面使用）を用いることとするほか、次のとおりとする。

(1) 閣議請議書

横書きとする。

(2) 閣議請議書の別紙

ア 閣議決定等の本体 原則横書きとする。ただし、従来縦書きであったもの（質問主意書に対する答弁書等）は、従来どおり。

イ 法律案及び政令 縦書きで、その書式は一行四八字、一ページ一三行詰めとする。

〔〕 タイプによる净書の場合は、原則四号活字で、従来使用していた用紙（日本国政府の青枠薄紙）と同じ紙質でA三判の用紙を用いること。この場合には、原本と副本は同一タイプのものとする。形式は、アに同じとする。

〔〕 法律案の閣議請議については、法律案及び理由の部分に限り、従来どおり「六なし」を用いることを認める。この場合の形式についても、アの例による。

四 なお、ワープロによる净書及びタイプによる净書は、明瞭で永久保存に耐えるものとし、閣議請議書の正本及び副本については、相互の同一性を確保する」とに留意する。と。

第四 事務処理要領編

一四一

2 法律案等の参考資料等について

法律案及び政令に添付する要綱、新旧対照表及び参照条文の書式については、従前の例によるが、用紙規格はA4判とする。

三 年次報告その他の白書類について

形式、用紙規格等は従前の例による。ただし、現在B判のものは早期にA判化への移行に努めるようとする。

四 閣議及び事務次官等会議の席上配布資料について

原則として、A4判とする。

五 大臣発言要旨について

A4判として、形式は従前の例による。

六 以上一～五を原則とするが、個々の案件において問題が生じた場合には、内閣事務官室と事前に協議することとする。

七 閣議請議書の提出部数は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-----------|
| 1 法律案、政令及び答弁書 | 正本一部、副本四部 |
| 2 上記以外の案件 | 正本一部、副本二部 |

八 閣議及び事務次官等会議の資料の提出部数は、次のとおりとする。

(閣議及び事務次官等会議の資料の提出部数)

一般案件	法律案及び政令		質問主意書 に対する答 弁書	白書類※	左以外の 配布資料
	5点	3点			
提出部数	75	40	35	100	100

※国会に提出することを要するものについては、別途内閣事務官室の指示する所要の部数を提出すること。

〔注〕 1)の別添丁の内容は、平成五年一月一一日付け内閣参総第一四九号をもって内閣官房内閣参事官室首席内閣参事官から内閣法制局総務主幹宛てに送付のあいだ「閣議関係文書のA判化等について」に添付された別紙と同一内容である。

〔別添丁〕

〔注〕 中央省庁再編(平二二・一・一)、常用漢字表の改定(平二二・一・二〇)等に伴い、大臣名等について必要な読み替え等を行つた。

○法律案、政令案及び条約案等閣議決定関係書類の様式及び起案例

(赤紙 青紙の記載要領)

- 1 法律案閣議請議関係
- 2 法律案起案提出関係
- 3 法律案修正閣議請議関係

1 「提案附箋のとおり」の部分は、修正がない場合には、

「提案のとおり」とする。

第四 事務処理要領編

二四四

(4) 公布奏上案関係

(5) 政令案閲議請議関係

(6) 政令案起案提出関係

(7) 政令案修正閲議請議関係

(8) 条約署名案件関係

(9) 条約承認案件関係

(10) 条約公布案件関係

(11) 参議院の緊急集会に提出する法律案関係

イ 閲議請議関係

ロ 起案提出関係

(12) 衆議院の同意を求めるの件関係

イ 閲議請議関係

ロ 起案提出関係

(13) 署名用紙関係

2 共同請議の場合の請議大臣記載例は、次のとおりとする。

財務厚生労働両大臣請議

総務農林水産国土交通三大臣請議

内閣総理大臣及び法務大臣請議

内閣総理大臣及び文部科学厚生労働両大臣請議

内閣総理大臣及び各省大臣請議

3 1及び2については、起案提出、公布奏上及び条約関係の書式を除いて同じである。

(1) 法律案閲議請議関係

(青紙)

内閣総理大臣		内閣官房長官		内閣法制局長官		内閣法務局長官	
平成 年 月 日	内閣官房長官	内閣官房副長官	内閣法務官	内閣法務局長官	内閣法務副長官	内閣法務官	内閣法務副長官

内閣総理大臣		内閣官房長官		内閣法務局長官		内閣法務副長官	
平成 年 月 日	内閣官房長官	内閣官房副長官	内閣法務官	内閣法務局長官	内閣法務副長官	内閣法務官	内閣法務副長官

(赤紙)

内閣総理大臣		内閣官房長官		内閣法務局長官		内閣法務副長官	
平成 年 月 日	内閣官房長官	内閣官房副長官	内閣法務官	内閣法務局長官	内閣法務副長官	内閣法務官	内閣法務副長官

内閣総理大臣		内閣官房長官		内閣法務局長官		内閣法務副長官	
平成 年 月 日	内閣官房長官	内閣官房副長官	内閣法務官	内閣法務局長官	内閣法務副長官	内閣法務官	内閣法務副長官

第四 事務処理要領編

(2) 法律案起案提出関係

(青紙)

内閣総理大臣	内閣官房長官	内閣法制局長官
国務大臣	国務大臣	国務大臣
別紙〇〇〇〇〇に関する法律案		

(赤紙)

長官	次長	第部長
内閣受付		
別紙〇〇〇〇〇に関する法律案		
署名大臣		
公 布		
法務第 号		

内閣法制局	内閣法制局
内閣受付	
別紙〇〇〇〇〇に関する法律案	
署名大臣	
公 布	
法務第 号	

(3) 法律案修正閣議請議関係

(青紙)

内閣総理大臣	内閣官房長官	内閣法制局長官
国務大臣	国務大臣	国務大臣
別紙〇〇大臣請議 〇〇〇〇〇法の一部を改正する法律案中修正の件		

長官	次長	第部長
内閣受付		
別紙〇〇大臣請議 〇〇〇〇〇法の一部を改正する法律案中修正の件		
署名大臣		
公 布		
法務第 号		

を審査したが、右は請議のよう閣議決定されてよいと認め
る。修正案
提案附箇のとおり

を審査したが、右は請議のよう閣議決定されてよいと認め
る。修正案
提案附箇のとおり

内閣法制局

第四 事務処理要領編

一一四八

(4) 公布奏上案関係

(青紙)

別紙〇〇〇〇〇法の一部を改正する法律	
平成年月日	内閣法制局長官
の公布を奏上する件は、了承いたしました。	
内閣法制局	

内閣法制局

(赤紙)

受付平成年月日	第号
内閣受付	第号
別紙〇〇〇〇〇法の一部を改正する法律	
平成年月日	内閣法制局長官
の公布を奏上する件は、了承いたしました。	
内閣法制局	

内閣法制局

(5) 政令案閣議請議関係

(青紙)

第号	閣議決定	平成年月日	御了付	平成年月日	公布	平成年月日
内閣総理大臣	内閣官房長官	内閣官房副長官	内閣秘書官			
国務大臣	国務大臣	国務大臣	国務大臣			
国務大臣	国務大臣	国務大臣	国務大臣			
国務大臣	国務大臣	国務大臣	国務大臣			
国務大臣	国務大臣	国務大臣	国務大臣			
別紙〇〇〇大臣請議〇〇〇〇〇法施行令の一部を改正する政令案						
内閣法制局						

内閣法制局

(赤紙)

受付平成年月日	第号
内閣受付	第号
別紙〇〇〇大臣請議〇〇〇〇〇法施行令の一部を改正する政令案	
平成年月日	内閣法制局長官
の公布を奏上する件は、了承いたしました。	
内閣法制局	

内閣法制局

を審査したが、右は請議のよう閣議決定されてよいと認め
る。政令案
提案附録のとおり

内閣法制局

第四 事務処理要領編

を審査したが、右は賄賂のように閣議決定されてよいと認め
る。 修正案
是審のとおり

を審査したが、右は諮詢のように閣議決定されてよいと
認める。
　　修 正 案
提案のとおり

を審査したが、右は諸證のように開蟲決死されてよいと認める。

		受付		平成年月日	
次級	第号	内閣受付	第号	公布	平成年月日
平成年月日	開證	署名大臣	政令第号		
平成年月日	開證	署名大臣	政令第号		
長官 次長	第 部長	参事官	事務官		
別紙〇〇大臣建議	総務主幹				
〇〇〇〇〇令の一部を改正する等の政令案中修正の件					

(7) 政令案修正閣議諮詢關係

改
令

内閣法制局	案	令	政	する	を	提案	のとおり
-------	---	---	---	----	---	----	------

を起案提出する

内閣法制局	提案のとおり	政令案	起案提出する。
-------	--------	-----	---------

第四 事務処理要領編

(8) 条約署名案件関係

一一五二

(青紙)

第 号

平成 年 月 日	内閣官房長官	内閣法制局長官
内閣官房副長官	内閣総務官	内閣法制局長官

(赤紙)

第 号

内閣総理大臣	内閣法制局長官
国務大臣	国務大臣

別紙外務大臣請議

〇〇〇〇〇〇

に関する日本国と〇〇〇との間の協定の署名に

に関する閣議請議について

を審査したが、右は請議のように閣議決定されてよいと認め。

内閣法制局	内閣法制局

(9) 条約承認案件関係

(青紙)

第 号

平成 年 月 日	内閣官房長官	内閣法制局長官
内閣官房副長官	内閣総務官	内閣法制局長官

(赤紙)

第 号

内閣総理大臣	内閣法制局長官
国務大臣	国務大臣

別紙外務大臣請議

〇〇〇〇〇〇

に関する日本国と〇〇〇との間の協定の署名に

に関する閣議請議について

を審査したが、右は請議のように閣議決定されてよいと認め。

内閣法制局	内閣法制局

青紙

別紙〇〇〇〇〇のための法律案		長官	次長	第 部長 総務主幹	参事官	事務官	署名大臣	公 布	平成 年月日
		進呈	決裁	平成 年月日	開 議	平成 年月日	内閣文書受付	第 号	受付 平成 年月日
		平成 年月日	平成 年月日						

提案のとおり	法律案	提案提出する。
--------	-----	---------

(12) 衆議院の同意を求めるの件関係

イ
閣議請議關係

内閣大臣		内閣受付	第号	平成年月日
内閣大臣	内閣受付	第号	平成年月日	内閣大臣
内閣大臣	内閣受付	第号	平成年月日	内閣大臣
内閣大臣	内閣受付	第号	平成年月日	内閣大臣
内閣大臣	内閣受付	第号	平成年月日	内閣大臣

信息を求めるの件
を審査したが、右は諸議院のよう^にに閣議決定の上、衆議院に提出され^てよいと認める。

同意を求めるの件
を審査したが、右は請議のよう^に閣議決定の上、衆議院
に提出されてよいと認める。
提案附箇のとおり

(三)
號

赤紙

受付 年月日	第		内閣受付 年月日
	決裁 年月日	第 号	
追達 年月日	閣 議 年月日	第 号	内閣受付 年月日
平成 年月日	平成 年月日	同 意	内閣受付 年月日
長官 次長	部長 総務主幹	事務官	内閣受付 年月日
提案のとおり	提出 案	事務官	内閣受付 年月日
別紙〇〇〇〇〇〇のため法律(平成〇〇〇〇年法律第〇〇〇〇号)について日本国憲法 第五十一条第三項の規定に基づく衆議院の同意を求めるの件 を起案提出する。			

(13) 署名用紙関係

この〇〇の署名大臣は、次のとおりとすること。

内閣法制局	経済産業大臣	内閣総務大臣	この〇〇の署名大臣は、次のとおりとすること。
-------	--------	--------	------------------------

（注）署名大臣の記載例は、次のとおり。

農林水產大臣

内閣總理大臣

2 外務大臣

内閣總理大臣

3
内閣總理大臣

總務大臣

財務大臣

文部科学大臣

4 内閣总理大臣

內閣總理大臣

卷之三

第四 事務処理要領編